

締約国に関する情報 L U	ルクセンブルク 一般情報	附属書 B 1 L U
国内官庁の名称	Intellectual Property Office (Luxembourg) (知的所有権庁 (ルクセンブルク))	
所在地	Ministère de l'économie, 19-21, Boulevard Royal, Luxembourg-Ville, Luxembourg	
郵便のあて名	L-2914 Luxembourg	
電話番号	(352) 247 84113	
ファクシミリ装置	(352) 247 94113, 222660 (Group 3)	
電子メール	dpi@eco.etat.lu	
インターネット	www.eco.public.lu	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
ルクセンブルクの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人 ¹ の選択により、知的所有権庁 (ルクセンブルク)、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ルクセンブルクが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：知的所有権庁 (ルクセンブルク) (国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
ルクセンブルクを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許 欧州：特許	

[次頁に続く]

1 ルクセンブルクの居住者は、国防に利害関係のある発明については知的所有権庁 (ルクセンブルク) へ国際出願をしなければならない。

L U	ルクセンブルク (続き)	L U
国際型調査に関するルクセンブルクの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合： フランス語若しくはドイツ語による公開の日から、又は、フランス語若しくはドイツ語による翻訳文を被告又は知的所有権庁（ルクセンブルク）に送達した日から、相当額の損害賠償を請求できる（1977年5月27日の法律）</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合： (1) E P Oの公用語の1つで公開された国際出願： 当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされていることを条件として事情による相当な補償 (2) E P Oの公用語でない言語で公開された国際出願： (1)に規定する保護は、E P Oがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力を生じない</p>	
ルクセンブルクが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ルクセンブルクが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（E P）を参照		